

## 醍醐寺における院家の役割 ―報恩院の相続を基に―

巽 昌 子

はじめに

醍醐寺内に数多くの院家が存在し、下醍醐の三宝院、理性院、金剛王院、無量寿院、地藏院、報恩院をはじめとした有力な院家が座主職等をめぐって対立する関係にあったことはよく知られるところである<sup>1)</sup>。そうした法流間の対立の一方で、看過できないのが法流内においても院家間の上下関係が形成されていた点であろう。有力な院家の下に小さな院・房が従属する形でヒエラルヒーが形成され、有力な院家の院主は、自らの法流の拠点となる院家に加えて複数の院・房を管理していたのである<sup>2)</sup>。なかでも先述の三宝院等をはじめとした有力な院家は、複数の院・房を管轄下に置いており、その院主の処分時には主たる院家とともに従属する院・房も譲与の対象とされた。有力な院家が小野六流や東密三六流に数えられる法流を相承している点で共通していることから<sup>3)</sup>、こうした院家間の上下関係は各院家が相承する法流によって決定付けられたと考えられ、院家と法流が不可分の関係にあったことを示している。

こうした点を鑑みるに、醍醐寺における院家と法流との関係を捉えるにあたっては、寺内の有力な院家に加え、それらに従属した院・房にも着目する必要があるだろう。またそれらの在り方を明確にすることは、法流間の対立の様相を一層鮮明に捉える上でも有効な観点と考えられ

る。しかしながら座主職の継承など寺内での実権をめぐる争いの問題と絡め、主要な院家に関しては先行研究で盛んに扱われてきた一方<sup>4)</sup>で、同一の僧侶が管轄下に置く複数の院・房に着目し、主要な院家とそのほかの院房とを比較する研究は充分になされてきたとは言えない状況にある。そこで本稿では同一の僧侶が所有する院・房に着目し、それらの間にみられる役割の相違を追究したい。さらにそうした院家間の差異は、相続の際に表面化しやすいことから、複数の院家を譲与する相続、具体的には報恩院及びその院主が管理する院家等を検討対象とし、それぞれの比較を通して、各院家の役割を明確にすることを試みる。報恩院に着目する理由としては、第一に、同院家が私房としての極楽坊から、院家である報恩院へと発展した経緯が判明することが挙げられる。私房から院家へと変化する過程をたどることは、院家の成立条件や、院家として存在することの意義を説明する上で看過できないものと思われる。第二に、報恩院にはその相承に関わる手継証文<sup>5)</sup>が伝わっているためである。代々の相続の過程を詳らかにし得る貴重な事例である点からも、報恩院が検討対象に適すると判断した。

なお一般に院家は、親王や公家出身の僧尼が止住する寺内の院・房と捉えられるが<sup>6)</sup>、本稿では永村眞氏の見解<sup>7)</sup>に倣い、寺域内にありながら私的な占有と経営、相承を寺家から承認された寺院のことと捉える。また

法流は、「仏法の流派」、「師資相承の法系」との通用の語義に加え、師資間の付法によって相承される、「独自性をもった教相・事相の体系」と、この体系を伝持する師資集団<sup>9)</sup>との語義で用いることにする。

#### 一 極楽坊の位置付け

##### (一) 院家の構成要素

醍醐寺は聖宝が貞観年間（八五九—八七七）末に准胝堂・如意輪堂等を出城国宇治郡の笠取山上に創建したのに始まり、一一世紀末以降には多くの院家が現れる<sup>10)</sup>。そして聖宝の住房の延命院が元杲に付属されている事例<sup>11)</sup>がみられることから、醍醐寺において院家は早い時期から師資相承されていたことが窺える。

醍醐寺の院家には寺外の俗人の氏寺として建立されたものと、寺僧の「私建立道場<sup>12)</sup>」として建立されたものがあつたが、これらの院・房は平等な立場で存在したわけではなく、有力な院家が他の院・房等を管領下に置いていた。そのような中、本稿で検討対象とする報恩院は当初極楽房と称され、第二四・二六代座主の成賢が寛喜三年（一二三二）に「閑居終焉之地」として醍醐寺山内に建立した「私建立道場」であつた。それが報恩院という院家に発展することによって、寺内における位置付けや法流との関係に変化が生じていくことになる。報恩院の相承を捉える上でこの点は重要な変化と考えられることから、はじめに成賢の処分を通して、寺内での極楽坊の位置付けを明確にしておきたい。

ただし、その際には何を以て院家と房とを区別するかを定義する必要があるだろう。少し後の時代になるが、元亨二年（一二三二）四月日の隆降申状案の、「院家坊領与二護持法流等<sup>14)</sup>、不<sup>15)</sup>各別一可<sup>16)</sup>領掌<sup>17)</sup>」との文言に端的に表されているように、「院家」（院地・坊舎）、「坊領」（院家領）、「法流」の三つは揃えて領掌すべきものであつた。このことは永

村真氏も指摘するところであり、加えて同氏は、院家の構成要素の前提として院家と坊領、法流を領掌する住僧（院主・院僧）の存在を挙げている<sup>15)</sup>。つまり坊舎や院家領といった建物や土地と、本尊や聖教といった法流の維持に必要な道具、そしてそれらを領掌する住僧とが合わさつて院家が構成されていたことが分かる。

##### (二) 道教と憲深の相統の比較

ではそうした院家と房とでは、相統内容にいかなる相違がみられるのか。その点を捉えるにあたり、成賢の弟子の中から遍智院を譲与された道教と、極楽房を譲与された憲深の相統を比べていく。両者の比較によって、院家の相統人とそれ以外の房の相統人との間にみられる、立場や相統内容の相違を探る。

寛喜三年（一二三二）八月二八日、成賢は道教と憲深等に譲与を行った。その内容を見ると、道教には成賢が自ら院主として興隆に努めた遍智院を中心に、西南院と筑後国高良庄、阿波国金丸庄、伊勢国黒田庄、周防国嶋末庄が譲与されたほか、同日に成賢が道禪に譲つた、覚洞院と越中国石黒庄を道禪一期後に相承することが定められた<sup>17)</sup>。これに対して憲深に譲与されたのは、極楽坊と大和高田・摂津国野間田三丁并阿知本田二段であつた<sup>18)</sup>。すなわち道教には複数の院が譲与されたのに加え、与えられた莊園の数も、道教は憲深への譲与分よりも多いことが判明する。さらに道禪に譲つた院家や莊園の一部が一期の後に道教に渡される点も含めると、道教への譲与分は一層増えることになる。また遍智院の譲与の具体的内容として堂舎・僧房のほか経蔵・道具・本尊・聖教といった、教義の相承や修法の実施に必要なものが挙げられており、法流の相承がなされたことが窺える。したがって道教は成賢から遍智院を相統する際に、院家の構成要素である、堂舎としての院家、坊領と法流を譲られていたといえるだろう。

(15) 醍醐寺における院家の役割 (巽)

一方で極楽坊の譲与にあたっては、遍智院でみられたような経蔵や聖教といった法流の維持に必要なものの譲与は見受けられず、極楽坊が院家としての要素を満たしていなかったことが分かる。また成賢が憲深に對して自身の死後、毎日法花経一品、同供養法一座を勤修するように言い置いていることから、極楽坊は成賢自身の個人的な追善・供養のために建立したものであったといえる。加えて極楽坊に関する遺言<sup>(21)</sup>では、成賢の遺骨を塔下に納めて追善し、房が朽損したときには遺弟が合力して修理するよう求めている。これは極楽坊がその維持、経営にあたって他の門弟の協力が必要であり、憲深に譲与されたものの、他の門弟の干渉を受けやすい状況に置かれていたことを示すものである。さらに「凡為無縁之地、不置寺用」と「寺用」にあてないよう言い置いていることから、成賢の追善を目的とする極楽坊への本寺の介入を防ごうとする姿勢がみられ、僧房に対する本寺の影響力が窺われる。その対抗手段としても門弟内の結束の強化が重要であったと考えられるが、それもまた、他の門弟の極楽坊への干渉を強めたと捉えられるだろう。このように、極楽坊は成賢個人の追善という私的な目的のための坊舎であり、確固とした存続基盤を有さず、その相続人は成賢の門弟や本寺の介入を受けやすい状況にあったといえる。

では道教と憲深との間にみられる扱ひの差には、いかなる要因が存するののか。そこには門弟間における立場の差があったと考えられる。まず道教は成賢の付法の嫡弟であり、さらに当時座主であった道禪への譲与<sup>(23)</sup>において成賢が「凡寺務之間事、一期之後、可被<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>道教法眼<sub>一</sub>也」と記していることから、次の座主候補であったことが知られる。また、遍智院に関する寛喜三年九月 日付けの成賢の遺言によると、遍智院を道教に譲与するに際して「依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>附法之仁<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>讓<sub>二</sub>与<sub>二</sub>道教法眼<sub>一</sub>也」と「附法之仁」であることが第一条件となっている。加えて「縦雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>

親昵之弟子<sub>一</sub>、或未入壇之仁、或不<sub>レ</sub>終<sub>二</sub>受法之功<sub>一</sub>之輩、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>黷<sub>二</sub>院務之号<sub>一</sub>、将亦不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>讓与之沙汰<sub>一</sub>」<sup>(24)</sup>とあり、「親昵之弟子」であっても、入壇・受法していなければ院務を継げず、譲与を受けられないことが判明する。これらのことを踏まえると、道教は次代の座主となるべき付法の嫡弟として、重要な院家である遍智院を譲られたといえるだろう。一方で憲深は後述の通り成賢の甥であったが、若い時「事ノ外貧者」であり、雨の日の出仕時に御供の者がおらず「筑地ノソイヲ伝テ」歩いたため、「犬走ノ禪師」との異名が付けられたとの逸話<sup>(25)</sup>まである。さらに成賢の処分時にも極楽坊という、私的な目的のための坊舎の譲与に留まった。したがって成賢の処分においては血縁関係よりも、付法の嫡弟か否かという弟子の中での序列が優先されたと考えられる。そのため成賢の弟子の中で、道教のような有力な立場になかった憲深は院家を譲与されず、未だ確かな経済基盤を持たない状況であった。憲深が極楽坊を報恩院へと発展させた背景には、このように経済的に苦しい状況に置かれていたことも大きく関係しているであろう。そこで次章では憲深が、極楽坊を院家とすべく努力を重ねる過程と、その院家を対象とする処分をいかに行ったかについてたどっていく。

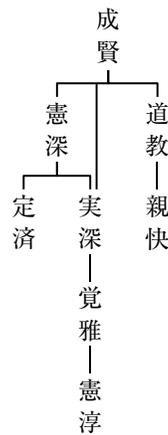
## 二 報恩院の成立

(一) 極楽坊から報恩院へ  
ここで改めて憲深の略歴をみてみよう。憲深は藤原通成息であり、建保二年(一一二四)一月に叔父の成賢に入壇し、建長三年(一一五二)六月には醍醐寺第三五代座主となった。<sup>(26)</sup>ただし先述のごとく憲深は成賢の付法の嫡弟ではなかったため、通例座主職には就き得ない立場であった。ではなぜ憲深は座主就任に至ったのか。その背景には法流の対立が存在した。ここではその点に留意しつつ、報恩院の成立過程をたどる。

そもそも醍醐寺に伝来した真言密教は、勝覚の弟子である定海・賢覚・聖賢それぞれを流祖とする三宝院流・理性院流・金剛王院流の「醍醐三流」に分派し、各院家を拠点として相承されていた。<sup>(27)</sup> 加えて三宝院の流祖である定海が勝覚から座主職を譲られたことを機に、その後醍醐寺の座主職は代々三宝院流内で師資相承されることになった。<sup>(28)</sup>

そして成賢は三宝院流に連なり、第二四・二六代座主に就任した。その成賢の死後、当時座主であった道禪は成賢の付法の嫡弟である道教に座主職を譲与するよう定められており、引き続き三宝院流内で座主職が師資相承されるはずであった。しかし道禪と道教との不和により、実際には金剛王院流の賢海が道禪の次代の座主に補任されて<sup>(29)</sup> 三宝院に移住した。これに成賢の門弟の三宝院門徒が反対し、三宝院の返還を要求して相論に至る。<sup>(30)</sup> この金剛王院流の賢海の醍醐寺座主補任に伴い、三宝院流内での結束の重要性が増す中、成賢の門弟の内、三宝院流を率いるべき立場にあった道禪と道教が嘉禎元年（一二三五）十一月と翌二年五月に相次いで死去してしまう。<sup>(31)</sup> こうした三宝院流内での結束の必要性の高まり、及び成賢の門弟内の有力者の死去を受けて、憲深が成賢の遺弟として注目されるようになったのである。そこで憲深は三宝院流の正統性を主張して三宝院流の掌握に努め、<sup>(32)</sup> 建長三年、遂に座主に就任する。

それとともに憲深は自身の拠点であり、確固たる存続基盤に欠けていた極楽坊の興隆に力を注いでいった。まず極楽坊に「仏性灯油之料所」がないため、寺辺田島・屋敷十町余を買得して「院内勤行料所」として寄付し、「院家領」として永く「院家三宝物」となすよう定め、経済基盤とした。<sup>(33)</sup> 加えて建長五年五月の「祈雨賞」として、同年八月一六日には住僧の中核となる阿闍梨二口が置かれる。<sup>(34)</sup> こうして極楽坊は院家の構成要素の内、「院家」（院地・坊舎）と「坊領」（院家領）、さらに住僧を得たことになる。また院家の構成要素の残り一つである「法流」につい



【系図1】成賢門徒師資相承血脈  
 (『伝法灌頂師資相承血脈』を基に筆者作成)

ても、憲深は実深、光賢、親快、定済、親尊、俊誉、弘義、宗円、玄慶と多くの付法の弟子を抱えていること<sup>(35)</sup>から、憲深が自身に連なる法流の確立を目指していたことが窺える。

楽坊を私的な目的のための坊舎から、報恩院という院家へと発展させた。では院家となった報恩院は、いかに継承されていくことになるのか。続いて憲深、実深、覚雅の三代の処分への検討を通して、報恩院の特徴を捉えていく。その際には報恩院とともに譲与対象となった他の院家との比較を行い、憲深とその門弟にとって報恩院がいかなる意義を有した院家であったのかも追及する。

(二) 憲深の処分

憲深は多くの弟子の中から実深を嫡弟とし、弘長元年（一二六一）七月二八日に付法状<sup>(36)</sup>を与えた。この付法状において憲深は自身の法流こそが成賢からの正統と主張し、「大法・秘法・秘事・口法等悉奉指授」と、付法の嫡弟として実深に法流を全て受け継がせている。この点を踏まえながら、同日に行われた実深への報恩院の譲与に注目し、<sup>(37)</sup> 憲深が院家として興した報恩院の様相と、その相続の在り方について探っていく。はじめに譲与対象物をみると、「堂塔・経蔵・房舎等、并本尊・聖教・道具・資財等」が挙げられ、成賢から憲深へ極楽坊が譲られたときは

異なり、経蔵や本尊、聖教が含まれている。また本尊・聖教・書籍等については「已是当流之肝心、一寺之灯燭也」と述べており、これらが法流の要となることを示している。すなわちこの段階では、報恩院に憲深とその門弟からなる師資集団に加え、本尊や聖教といった法流の要となるものも備わり、法流を相承する院家としての形態が整っていたことが判明する。

なお、聖教等の書籍が法流の要であることは他史料からも読み取れる。例えば建長六年（一二五四）七月五日付けの深賢の置文案には「経蔵安置之経卷已下、内典外典大小書籍永不可出此門内」とあり、経蔵内に納めた経卷等の書籍を門内から持ち出すことを禁じている。醍醐寺ではこのような傾向が早くからみられ、三宝院に伝わる保元元年（一一五六）の起請文案には「件真言藏書籍・秘曼荼羅者、当寺累代之宝物、嫡々相承之眼精也」とある。この文言より、書籍とは嫡弟が代々継承するものであり、法流の存在とその相承を示す機能を有したと考えられる。また成賢の処分からも窺えたように、院家とそれに伴う法流の相承には門弟間で内容に差があるものであった。永村眞氏が、師僧から門弟への付法を通して正嫡（嫡弟）を頂点とした門資（門徒）集団が形成され法流の存続が図られたとし、その際に聖教は、法流の象徴として正嫡が独占的に相承したとしている点に注目すると、聖教等の法流に関する書籍は、正嫡として他の門弟より優位にあることを示すものとしても重要であったといえるだろう。そうであるならば、憲深が「当流之肝心、一寺之灯燭」として本尊と聖教・書籍を重んじたのも、自身の法流を成賢からの正統と称する上でそれらが極めて重要であったためと捉えられる。そしてこの背景には、憲深自身が成賢の付法の嫡弟ではなかったことがあるだろう。憲深は成賢から付法の嫡弟に選ばれなかったため、自ら本尊や聖教を揃えることで報恩院を法流の相承に足る院家とし、成賢の

法流を継承する院家として位置付けようとしたのではないだろうか。さらに実深への付法状と報恩院の譲状の双方において、自身の法流こそが成賢からの正統であると明記することにより、憲深はその主張に公的な保証を付そうとしたと考えられる。

ここで憲深による報恩院の発展及び処分の特徴をまとめると、成賢から憲深への譲与では成賢没後の供養のために極楽坊と荘園が与えられたが、憲深から実深への譲与時には、極楽坊は報恩院となり、院家として堂塔・経蔵・房舎に加え、聖教等の書籍を有するようになる。さらにその報恩院の譲与が法流の相承と同時に行われ、実深への付法状や報恩院の譲状において、当流こそが成賢の正統な後継であると主張していることも踏まえると、自身が院家として興した報恩院とともに法流の相承・存続を確かなものにしようとする、憲深の処分の意図を窺うことができる。

### 三 報恩院成立初期の相続と法流

(一) 実深の処分  
ここまでみてきたように憲深は極楽坊を報恩院とし、その報恩院と法流とを結び付けようとする処分を行った。ではその処分を受けた実深や、その後の覚雅といった報恩院成立初期の院主はいかなる処分を行い、法流の相承を図ったのか。本章では実深の、次章以降では覚雅の処分を基に、報恩院と法流の関係性を詳らかにしていく。

まず憲深から報恩院を相承した実深についてみておくと、実深は河原大納言公国息、大相国公経猶子であり、蓮蔵院と号し、建長七年（一二五五）正月一日に第三六代醍醐寺座主となる。実深の付法の弟子には覚雅、頼瑜等がおり、その内報恩院を相承したのは覚雅であった。実深から覚雅に宛てた報恩院に関する譲状等は見当たらず譲与の内容は定かではないが、覚雅の次代の院主である憲淳が記した徳治三年（一二三〇八）

五月二十九日の目録中に、灌頂道具について実深が「殊抽<sup>(43)</sup>懇棘<sup>(44)</sup>」、所<sup>(45)</sup>調置也、永不<sup>(46)</sup>可<sup>(47)</sup>出<sup>(48)</sup>他所<sup>(49)</sup>之由、起請文嚴重也」とあることから、実深もまた法流に必要な道具が他所に流出することを禁じ、憲深より相承した報恩院流の維持に努めていたことが窺える。

この実深の相続をたどる上では、定済との相論に注目したい。定済もまた憲深の門弟であり、第三七・三九代座主に就任して三宝院を相承した人物である。<sup>(44)</sup>この定済と実深が憲深の跡をめぐって相論に至るが、この相論では、定済の訴えに基づき弘長三年（一二六三）に報恩院経蔵が検封され、その結果、後嵯峨院院宣によって報恩院の「堂塔・経蔵・房舎・本尊・聖教已下」の実深への譲与が認められた一方で、報恩院経蔵内に混入している「三宝院本尊已下文書」は定済に渡すように命じられた。定済はこの「三宝院本尊已下文書」の内容として本尊、聖教、道具と莊園文書等を挙げており、<sup>(47)</sup>憲深の遺領田地に加えて本尊や聖教、道具の返却も求めたことが分かる。これらに関しては院宣が出された後もなお、定済が幾度に互って強く返却を求めており、実深が手放さなかったことが窺える。その背景としては先述の通り、法流の存在と相承を象徴する聖教は、法流の独自性、優越性を保持するために不可欠で、決して他門・他家に出してはならないものであったことが挙げられるであろう。各法流は特有の修法を頼りに他門・他家に対して自らの法流の独自性、優越性を主張し存続を図っており、<sup>(48)</sup>成賢の門弟同士であったとしても、その正統をめぐる実深と定済にとって、法流の相承の象徴である聖教は互いに手放すことのできないものであったといえる。

そしてこの相論を機に、憲深の法流は二つに分派することになる。成賢の死後に座主職をめぐり三宝院流と金剛王院流の対立がみられたごとく、三宝院流、金剛王院流、理性院流の三流は座主職等をめぐって対立していた。その状況下で憲深は三宝院流を掌握するに至ったが、憲深の

門弟の代になると憲深の法流内部でも分裂が起こり、実深の「報恩院流（水本流）」と、定済の「三宝院御流」とに分かれたのである。<sup>(49)</sup>報恩院流は報恩院を成賢の正統とした憲深の主張を引き継いで三宝院流の正統を主張していくが、実深と定済との分派によって、金剛王院流、理性院流との対立のみならず、三宝院流内部での対立も激しくなるのである。<sup>(50)</sup>

#### （二）報恩院と三宝院の関係性

実深と定済との相論を経て憲深の法流は分裂したが、そもそもなぜ定済は憲深跡をめぐって実深と相論を繰り返したのか。この点を解明すべく、鎌倉時代中期における三宝院の実態について考察しておきたい。

前章でも触れたが、醍醐寺に伝来した真言密教は、第一四・二〇代座主勝覚の弟子である定海・賢覚・聖賢を流祖として、平安院政期に三宝院流・理性院流・金剛王院流に分派した。その内定海が勝覚から座主職を継承した<sup>(51)</sup>ことで、以降三宝院は座主房としての機能を備えていくことになる。土谷恵氏が明らかにしたように、座主房と灌頂院から構成される中世三宝院の形態は、一二世紀半ばの第一五・一六代の座主定海と元海のときに整えられ、三宝院は定海個人の院家であると同時に醍醐寺政所の役割も担う、公私双方の性格を有するものになった。<sup>(52)</sup>その後、一二世紀末に第一八・二〇・二二代と三度に互り座主を務めた勝賢と、その弟子で第二四・二六代座主の成賢の<sup>(53)</sup>ときに至ると、座主は三宝院以外に私的な院家を所有するようになる。具体的には勝賢は覚洞院を、成賢は遍智院を私的な院家としており、自身の法脈と教学の拠点としていた。さらに成賢が三宝院を座主房組織として再編成し醍醐寺政所の拠点とした<sup>(54)</sup>ことで、三宝院は私の院家としての要素が除かれた、公の院家となる。成賢は三宝院流を率いる立場にあったにもかかわらず、その処分時に三宝院を譲与対象に含めていなかったのは先にみた通りであるが、それは三宝院が公の院家である座主房となっていたためであろう。

だが成賢の死後、三宝院の性質は再び変化を遂げる。金剛王院流の賢海が第三二代座主に補任されて三宝院に移住すると、三宝院門徒はそれに抗議し、三宝院の返還を求めて相論に至った。その結果、天福元年（一二三三）の後堀河院院宣<sup>55</sup>によって三宝院は成賢の嫡弟である道教に戻され、道教は嘉禎二年（一二三六）、親快に三宝院を譲与している。こうした三宝院をめぐる相論から道教の譲与に至る一連の経緯によって、三宝院は座主房としての公の院家から、三宝院門徒の間で継承されていく私の院家に変化したのである<sup>57</sup>。

こうした動きの背景として注目すべきは、三宝院流・理性院流・金剛王院流に分派した後、座主職が三宝院を中心に継承される中で、第二三代の実継が三宝院流と金剛王院流、第一九代の乗海と第二八代の定範、第三〇代の光宝が三宝院流に加えて理性院流の法脈にも連なっていた点<sup>58</sup>である。つまり賢海以前の座主の中でも、三宝院流以外の法脈に連なる者は少なくなかったといえるだろう。そうした状況にあっても三宝院が他の法流の下に渡らなかつたのは、三宝院が座主房であるとともに三宝院流の拠点でもあつたことにより、三宝院流の嫡弟が継ぐべき院家として師資相承されてきたためと考えられる。だが成賢によって三宝院が座主房として再編され、公の院家となつたことで、三宝院流以外の法流の座主が立つた場合、三宝院自体が座主房として他流の門弟に渡る危険性を伴うことになつた。土谷氏は、道教が親快に三宝院を譲与する際の譲状が三宝院に関する譲状の初見と指摘するが、これは<sup>59</sup>三宝院が他流の門徒に渡ることを防ぐための手段と捉えられるだろう。これは言い換えれば、三宝院門徒が理性院流・金剛王院流などの他流を意識するようになつたことの表れといえる。すなわち座主職の継承に代表されるような、寺内での地位をめぐる他流との競争が激しくなつたことに伴い、それぞれ院家を法流の拠点に据えて、自らの法流と他の法流との区別化を図

る動きが強まっていたと推察されるのである。

近年、藤井雅子氏や大田壮一郎氏によって、三宝院台頭の契機が南北朝時代の賢俊に求められることが<sup>60</sup>解明されたが、ここまでの検討からも、鎌倉時代の三宝院は、醍醐寺において突出した存在ではなかつたことが窺える。それゆえに三宝院流の門徒は、三宝院を成賢から続く法流の拠点に据えて、自らの法流と他の法流との区別化を図るようになった。しかしながら三宝院流の筆頭となつた憲深は成賢の正統な後継を称した上で、三宝院を相続した定済ではなく、報恩院を相続した実深を付法の嫡弟とした。これは三宝院を拠点として継承してきた成賢以来の法流が、報恩院院主の実深に渡されることを意味しており、三宝院側にとつては三宝院流の拠点という、存在意義の喪失にも等しい事態だつたと推察される。一方で実深の側からみれば、憲深から継承した法流の拠点となることで、報恩院が三宝院流における筆頭の院家として位置付けられることが期待されたであろう。すなわち、憲深跡をめぐる定済と実深との相論は、実質的には法流をめぐる対立であり、その結果法流の分裂にまで至つたと捉えられるのである。

こうした状況からも窺えるように、法流の象徴ともいふべき聖教を保有し、継承する院家は法流の拠り所となつており、単なる坊舎としてではなく、法流の維持、相承のための基盤の役割を有していた。そしてそうした院家と法流との結び付きは、賢海と三宝院門徒、定済と実深による相論のごとき対立を経て強まっていたといえる。その結果、院家の相承は被相続人・相続人のみの問題ではなく、各法流の盛衰に直結する事柄となつた。それと同時に、それぞれの院家が相承する法流によって、醍醐寺における院家の位置付けが定まる傾向も強まり、院家と法流は一層不可分の関係になつていくのである。

ではこうして法流をめぐる対立が激しさを増す状況にあつて、報恩院

院主はいかなる手段を講じていくのであろうか。次章からは覚雅の処分を詳細にたどり、報恩院存続のために講じた手段ならびに報恩院の位置付けの変化について考察を加えることにしたい。

#### 四 報恩院と世俗権力

##### (一) 覚雅の処分

本章では覚雅の処分〔表〕に詳細な検討を加え、法流間の対立下での処分の特徴と、報恩院の存続のために覚雅が立てた方策をたどる。

覚雅は因幡前司大江（長井）頼重息、大納言久我雅忠猶子であり、文永二年（一二六五）六月六日に実深から付法を受けた<sup>(61)</sup>。そして覚雅は正応五年（一二九二）八月一日に弟子の憲淳に付法し、同年八月二四日に報恩院を譲与する<sup>(63)</sup>。その譲状を基に報恩院の譲与をみていくと、まず譲与内容は「報恩院附大和国時重名・摂津国野間・寺辺田・屋敷并角坊・本尊・聖教等并道具等」である。この内、院家領として付されている摂津国野間は成賢以来伝領してきたものであり、寺辺田・屋敷等は憲深が買得したものと考えられる<sup>(64)</sup>。また大和国時重名はそれまでの譲状にはみられないため、憲深から覚雅に至るまでの院主によって加えられたものと推察される。

続いて院家の捉え方に着目すると、「右院家等者累代之聖跡、相伝之所帯也」とある。報恩院を「累代之聖跡」とするのはこれ以前の譲状にはみられないものであり、報恩院が成賢以来の法流を伴う、代々相承すべき院家であることを強調する表現と捉えられる。さらに「早守三祖師（憲深）報恩院僧正之跡一、宜下興三院家一令レ継三法流一給上也」と、院家の興隆と法流の継承を求めていることにも留意したい。これは先述の三宝院流内外における法流間の対立を意識し、院家と法流の双方を維持・相承する必要性が増していたことによるものであろう。一方で憲深が買得した寺辺田・屋敷等には、この時期から甲乙人による検断・追捕狼藉があり、

【表】正応5年（1292）8月24日の覚雅の処分

相統人	典拠	相統対象物	備考
憲 淳	『醍醐寺文書』②306-3	報恩院（附大和国時重名・摂津国野間・寺辺田・屋敷并角坊） 本尊・聖教等并道具等	一期後は静運へ
静 運	『醍醐寺文書』②345	蓮蔵院（附伯耆国国延保・摂津国西桑津庄・寺辺屋地等） 光明院 涅槃堂 本尊・聖教等并道具等	運雅を扶持すること 一期後は運雅へ
經 乗	『大徳寺文書』①346	中正院本尊・聖教・道具等 肥前国佐嘉庄 若狭国須恵野村	一期後は小町平金吾子息へ 須恵野村は一時静運に譲与、正応3年（1290）10月29日に安堵されている（『大徳寺文書』①346）
運 雅	『醍醐寺文書』②295-8	六条八幡宮別当職	

院家の構成要素である坊領を失う可能性が生じていた。覚雅はこのような状況に危機感を抱いていたと考えられ、憲淳一期の後は静運に付すよう譲状に記し、憲淳の次代の後継者まで定めて報恩院の相承を確かなものにした<sup>(66)</sup>ようとしている。これらの事柄から、覚雅の処分時において、住僧を前提とした院家の構成要素は院家と坊領、法流であり、それらは報恩院の維持・相承のために不可欠であったことが分かる。

また覚雅は、報恩院の維持・興隆を目指して幕府方に傾斜する姿勢をみせる。ここで醍醐寺の院家

(21) 醍醐寺における院家の役割 (巽)

と世俗権力との関係を確認しておく、醍醐寺は国家鎮護の祈禱を行う寺院であるとともに公家の氏寺的性格も有しており、報恩院もまた六条殿の御祈願所であった。<sup>(67)</sup> そのため修法の実施は、修法僧個人の験者としての評価の上昇のみならず法流の興隆にもつながるものとして、<sup>(68)</sup> 院家発展のために欠かせない要素となっていた。相承する法流によって、院家の寺内での位置付けが定まったとの点は前述の通りだが、修法の実施は法流そのものの評価を高めるために重要であったといえる。そのような中、醍醐寺の院家で実施される修法は、世俗の政治的動向を反映するものとなっていく。各院主は公家・武家のための修法を行うことで、世俗権力の庇護を獲得し、院家の興隆に結び付けようとしたのである。

このように外部からの庇護が院家の興隆に影響を与える状況下において、当初は成賢による「私建立道場」であった報恩院もまた、朝廷や鎌倉幕府との結び付きを求めるようになる。殊に覚雅の後の報恩院院主である憲淳や隆勝、隆舜は代々武家の護持僧として祈禱を行っており、<sup>(69)</sup> 幕府をはじめとする武家の権威に依拠しながら院家の維持・興隆を図っている。その傾向は覚雅のころから強まっており、殊に若狭国名田下庄内須恵野村や六条八幡宮別当職の譲与によく表れている。そこでそれらの検討を通じて覚雅と朝廷・幕府との結び付きを捉えていくことにしたい。

まず若狭国名田下庄内須恵野村についてだが、これは覚雅が実深から譲与されたものである。須恵野村は実深が宝治二年（一二四八）四月に尼生仏から買得し、実深は覚雅に、覚雅は静運に譲与するが、須恵野村は従来三条家領であり、<sup>(70)</sup> 生仏は実深一期の後、三条家の公惟に同村を譲与する意向であった。この公惟は実深の弟子であったが、公惟が実深より先に死去したことで醍醐寺の僧侶に伝領されることになり、三条家との間で相論となった。<sup>(71)</sup> 須恵野村は正応三年に後深草院より静運に安堵の院宣が与えられたものの、その後も同村の知行は安定せず、度々院宣や

繪旨による保証を求めている。<sup>(72)</sup>

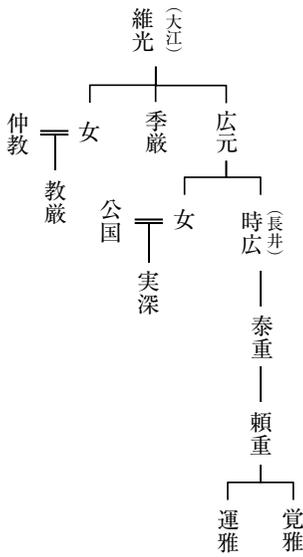
次に報恩院の譲与と同日（正応五年八月二四日）になされた、覚雅から経乗への譲与をみていく。経乗には醍醐中正院本尊・聖教・道具等と肥前国佐嘉庄、若狭国須恵野村等が譲られたが、<sup>(73)</sup> その際に覚雅が鎌倉滞在時に世話になった小町平金吾の子息を一人入室させ、経乗一期の後はその者に譲るよう定めている。関口崇史氏が指摘するように、鎌倉の「小町」に平盛綱の屋敷があり、<sup>(74)</sup> 盛綱とその子孫に「左衛門尉」を名乗る者が多くみられること、そして「金吾」が「衛門」の唐名であることからみて、「小町平金吾」とは平盛綱の一族と推察される。<sup>(75)</sup> よってこの事例もまた、覚雅が幕府との距離を縮める動きの表れと捉えられよう。

覚雅と幕府との結び付きを示す事例はもう一つみられる。六条八幡宮別当職も正応五年八月二四日に運雅に譲与しているが、同別当職はこの時期に不慮の讒言によって召し上げられており、それを取り戻そうと奔走する最中での譲与であった。<sup>(76)</sup> このような状況は譲状中の「早申」入相伝之子細、「申」給安堵御下知」と幕府の「安堵御下知」を求めるところに表れており、加えて「任」累祖護持之佳例、「可」被<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>武家繁昌之御祈<sub>一</sub>状如<sub>レ</sub>件」と代々武家の護持を担ってきたとし、今後も「武家繁昌之御祈」を行うように述べていることから、武家とのつながりを重要視する姿勢が窺える。そして覚雅は同別当職の返付を求めるために鎌倉に下向し、そこで病床に臥しながら先にみた憲淳への付法を関東二階堂<sup>(77)</sup>で行い、さらに報恩院、六条八幡宮別当職を譲与し、同年醍醐寺に戻ることなく鎌倉で没する。その後永仁元年（一二九三）二月二一日の関東御教書<sup>(78)</sup>によって覚雅に罪科無きことと、運雅に別当職を返付することが認められるが、この別当職の譲与は、先の須恵野村の事例と併せて、相承の不安定さと、相承に際して朝廷や幕府の保証を得る必要性が高まっていたことを如実に示す事例といえるであろう。

こうした若狭国名田下庄内須恵野村や六条八幡宮別当職の相続の様相からは、世俗権力との結び付きの重要性が窺えるが、ではそれらの相承は、覚雅の処分を中心となる報恩院の維持・興隆に対していかなる意味を有したのか。その点を捉えるにあたり、覚雅と相続人との関係に着目してみたい。

(二) 憲淳と運雅の相続の比較

報恩院を相続した憲淳は近衛良教<sup>(79)</sup>であり、覚雅の付法の弟子であった。それに対し、六条八幡宮別当職を相続した運雅は覚雅と同じく大江頼重息であり、覚雅と運雅は兄弟であった。すなわち憲淳への報恩院の譲与が付法の嫡弟への譲与であるのに対し、運雅への六条八幡宮別当職の譲与は血縁によるものであったといえよう<sup>(81)</sup>。六条八幡宮別当職は初代別当に大江広元の弟である季厳が任じられて以降、広元甥の教厳、外孫の実深と引き継がれ、その後も覚雅・運雅と広元一族が相伝しており<sup>(82)</sup>、**【系図2】**、ここにも幕府とのつながりがみられる。なお運雅は覚雅



【系図2】大江氏系図

(『尊卑分脈』を基に筆者作成、覚雅は筆者追加)

から付法を受けておらず、覚雅自身もまた実深から付法を受ける以前に同職を譲られていた。したがって同職の相続では付法の有無

が条件に含まれておらず、血縁が重視されたといえるであろう。そもそも六条八幡宮は、源氏の氏神石清水八幡宮を源頼朝の祖父為義の邸宅に勧請したものであり、同宮別当職は当初三宝院が相承していた<sup>(83)</sup>。しかし大江広元一族である実深が継承したことを機に、以後同宮別当職は報恩院が受け継ぐことになったのである。このような経緯もあり、六条八幡宮別当職の相続では大江氏一族であることが重視されたと考えられる。そしてそれが大江氏との関係を保ち、寺外からの支援を受ける動きと結び付いていったのではないだろうか<sup>(84)</sup>。

ここまでみてきた覚雅の処分からは、報恩院をはじめとした各所領・所職の維持と相承が不安定なものとなる中で、朝廷や鎌倉幕府の権威に加えて縁者からの支援に依拠する様子が明らかになった。このように世俗権力を頼む動きの背景を探るべく、一で考察した成賢による遍智院の譲与の事例と、覚雅の処分とを比較すると、成賢による遍智院の譲与では本寺に重きを置き、相続人の道教が院家の継承者として適任ではないときに本寺の力を以て解任するよう言い置いていた。これに対し、覚雅の処分ではそのような規定はなされていない。成賢から道教への譲与と同様、付法の嫡弟に対するものとなる覚雅から憲淳への譲与では、報恩院を「累代之聖跡」として法流とともに代々相承すべきものとしており、さらに経乗への中正院等の譲与では、一期後の譲与先が覚雅の私的な縁によって定められている。すなわち成賢の処分時には院家の相続に本寺が介入し得ていたが、覚雅の処分においてはそれがみられず、私的な縁で譲与先を決めることさえ可能になっていたのである。このことは院家に及ぶ本寺の影響力が低下し、院家の私的な占有・経営や相承の側面が強まっていることを反映するものであろう。こうした本寺の影響力の低下も相俟って、朝廷や幕府の庇護を求める動きが活発になっていったと考えられるのである。

そのような状況下で、覚雅もまた世俗権力との結び付きを強めていったといえるが、その目的の中心には報恩院の維持・興隆があったと推察される。三宝院流内外で法流間の対立が激しくなるのに伴い、報恩院は付法の嫡弟への相承を第一条件とするなど、法流の要となる院家としての重要性を増していった。そのため報恩院以外の各所領、所職はその所有と相承を通じて、朝廷や幕府の庇護を得ることが重要な目的となり、覚雅はそこで得た世俗権力との結び付きを基に、報恩院の維持・興隆を図ったと捉えられるであろう。

では、報恩院院主の管領下にあった、他の院家に関してはいかなる相続がなされたのか。報恩院を法流の拠点として最重要視するのであれば、報恩院とそれ以外の院家との相続の在り方には、必然的に相違が生じてくるのではないだろうか。最終章ではその点を解明するべく、報恩院とともに覚雅の処分の対象になっていた蓮藏院の事例に検討を加え、報恩院の譲与との比較を試みたい。

## 五 報恩院と蓮藏院

### (一) 相続の比較

覚雅は報恩院の譲与と同日の正応五年（一二九二）八月二四日、蓮藏院と院領（伯耆国国延保・摂津国西桑津庄・寺辺屋地等）・光明院・涅槃堂・本尊・聖教・道具等を静運に譲与し、その際に運雅の扶持と、静運一期後の運雅への譲与を定めている。<sup>(85)</sup>ではこの静運への蓮藏院を中心とする譲与と、憲淳への報恩院の譲与との間には、いかなる違いがみられるだろうか。ここまでに考察した報恩院の相続の様相を踏まえながら、両院家の譲与に比較・検討を加える。

そこでまず、法流の相承の観点から両者を捉えていく。はじめに報恩院では、覚雅は憲淳に付法した後に報恩院を譲与している。それ以前の

譲与においても、憲深から実深への譲与が付法と同日に行われている。

また、実深が覚雅に報恩院を譲与した日付は定かではないものの、実深は覚雅に対して付法を行っていることから、報恩院の譲与は恐らくその付法後であると推察される。さらに憲淳一期後の静運への譲与に際しても、静運に「師資付法之儀」があること、すなわち付法の嫡弟であることが条件となっており、それまでの事例と同様、報恩院の相承に関しては付法の弟子であることが必須条件とされたことが分かる。これと対照的に蓮藏院では、覚雅の譲与時に静運は付法を受けておらず、加えて静運一期後に運雅に同院を譲与する際にも、異門に赴くことと他門に移ることを禁ずるのみで、「師資付法之儀」の有無は相承の条件とされていない。加えて覚雅が、報恩院の譲与にあたっては憲淳に院家の興隆と法流の継承を託しているのに対し、蓮藏院の譲与ではそうした要求が見受けられない。これらの点に留意すると、報恩院と蓮藏院との相続における最大の相違は、法流の相承を第一目的とするか否かにあるといえるだろう。

では報恩院が法流の相承を最重要視する院家であるならば、蓮藏院は覚雅等の報恩院院主にとつていかなる役割を担うものだったのか。先にみた譲与内容からも判明するように、蓮藏院もまた本尊や聖教を有しており、法流を継承する院家であった。しかし蓮藏院が有した法流は、三宝院流の正統も称し得る報恩院のごとく醍醐寺内で優位に位置付けられるものではなかったと考えられる。そうであるならば、報恩院院主はいかなる目的で蓮藏院を継承したのであるか。この点を解明すべく覚雅以前の院主に遡り、蓮藏院の特質を探っていく。

蓮藏院を捉える上で注目すべきは、関東との繋がりである。蓮藏院は勝賢の代に「源頼朝右大将家護持」を承り、関東に参向して「武家安全」の祈(86)禱を行って以降、季厳・教厳・実深・覚雅と受け継がれていく。まずこ

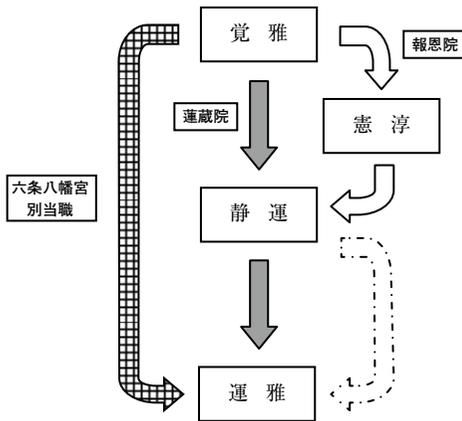
ここで想起されるのが、前章にて考察した六条八幡宮別当職の譲与である。六条八幡宮別当職も蓮藏院と同じく、季厳・教厳・実深・覚雅が相伝しており、蓮藏院と同別当職とともに大江広元一族によって継承され、鎌倉幕府との繋がりを有していたことが判明する。加えて広元は、孫子である実深のために家領等を分譲し援助までしており、蓮藏院と大江氏との関係の深さを窺い知ることができる。

ただし覚雅の後、六条八幡宮別当職が大江広元一族の運雅に譲与されたのに対し、蓮藏院は静運に譲与される。静運は憲淳の同族(近衛家)であり、大江氏に連なっていない人物である。ここで蓮藏院と六条八幡宮別当職の相承者の分離が生じたわけだが、蓮藏院は静運一期の後は運雅に渡すよう定められており、運雅の下で再び蓮藏院と同別当職の相承者が一致するよう計画されたことが判明する。これはまた、静運に渡ることで一度大江氏の血筋から離れた蓮藏院を、再び運雅という大江広元一族に戻すことも意味しており、大江氏との関係を途絶えさせまいとする意図が窺える。したがって蓮藏院では、大江氏との関係の維持こそが最優先されるべき事柄であったといえるだろう。覚雅から静運、静運一期後の運雅への蓮藏院の譲与時に付法の有無が相続の条件とされなかったのは、六条八幡宮別当職の事例と同様に、大江氏との関係性、すなわち血縁が重視されたためと考えられる。そしてそれは、大江広元が実深のために家領等を分譲し援助したように、血縁による経済的援助を得るための手段であったと捉えられるだろう。つまり相続の条件としての「師資付法之儀」の有無に如実に表れているように、報恩院で院家の維持・興隆と法流の継承を目的とした相続が行われたのに対し、同じく報恩院院主が継承していた蓮藏院では、経済的役割を担う院家として、寺外からの援助を目的とする、血縁を重視した相続がなされたのである。

(二) 処分における覚雅の意図

蓮藏院では血縁を重視する相続が行われたことが明らかになった一方で、新たな疑問が生じる。それは大江氏との関係性を重視した蓮藏院を、覚雅がなぜ大江氏に連ならない静運に譲与したのかというものである。静運一期後に運雅に譲与されることで、結果的に蓮藏院が大江氏の一族に渡るよう定めてはいるものの、六条八幡宮別当職の事例と異なり、覚雅から運雅へと直接譲られずに静運を介した背景を追ってみると、報恩院の存在が浮上してくるのである。その点を詳らかにするべく、引き続き処分における覚雅の意図を探っていききたい。

そこでまず静運と運雅の関係性をたどると、先述の通り、出自は静運が憲淳と同じ近衛家であり、運雅は覚雅の兄弟で大江氏であった。また正応五年(一二九二)の、覚雅による蓮藏院の譲状案に「静運僧都」、「運雅禪師」と記載されていることからみて、静運は運雅の兄弟子であったと推察されるだろう。<sup>(90)</sup> 出自



【図】 覚雅の処分とその意図

や身分等を鑑みたときに、弟子僧間での序列を覆し得るほどの根拠を運雅は持ち合わせておらず、覚雅から直接院家を譲与されるのは困難であったのではないだろうか。

次に、なぜ運雅への譲与の仲介役として静運を選んだのか、その点を探るために、再度報恩院の譲与に注目する。報恩院は覚雅から

憲淳に継承されたが、その際の譲状<sup>91</sup>で、憲淳一期後には静運に渡すよう定められていた。憲淳の次代の相続人まで定めた目的としてはまず、報恩院自体の存続と安定した相承が挙げられる。前章でも述べた通り、この背景としては三宝院流内外における法流間の対立に伴い、院家と法流の双方を維持・相承する必要性が増していたことに加え、坊領を失う危機にも直面していたことが挙げられた。その一方で、蓮藏院の相続人であった静運を次代の相続人に選ぶことにこそ意義があったとも捉えられる。すなわち憲淳一期後の報恩院の後継者を定めたもうひとつの目的としては、報恩院と蓮藏院の相承者を一致させることが考えられるのである。覚雅の処分時に、報恩院と蓮藏院をそれぞれ憲淳と静運に譲ることで両院家の相承者は一度分離するが、報恩院が憲淳から静運に渡ること、静運の下で再び相承者が一致する。そうであればその後、静運から運雅へと、両院家が揃って譲与される可能性が生じることになり、覚雅はこれを期待したものとして推察される。蓮藏院が静運から運雅に渡ること、運雅に同院と六条八幡宮別当職とを併せて相承させようとする覚雅の意図は既に述べたところだが、これに報恩院も加わることで、院家のみならず法流まで運雅が相承することを目指した可能性さえ浮上するのである。

こうした覚雅の意図は【図】で示した通りだが、<sup>92</sup>そうであるならば、覚雅は法流の拠点である報恩院と、経済面で重要な蓮藏院・六条八幡宮別当職の全てが血縁の運雅に譲渡されることを期待していたといえる。運雅に全てを継承させるのであれば、憲淳もしくは静運に報恩院と蓮藏院の双方を継承させ、双方の一期後の相続人に運雅を指名するほうが簡便な方策であったとも考えられるだろう。しかしそれでも憲淳と静運それぞれに院家を相承させたのは、どちらか一方に両院家を譲与すると、その相続人が覚雅の意向に従わなかった際に、報恩院はもとより、蓮藏院までもが大江氏の下から離れてしまう虞があったためではないだろうか。<sup>93</sup>

これらの事柄は、覚雅が大江氏との関係を非常に重視したことを示しているが、その一方で覚雅は、報恩院を付法の嫡弟が相承するとの点を堅持していた。度々述べたところではあるが、三宝院流内外で法流をめぐる対立が生じる中で、報恩院流の拠点たる報恩院が担う役割は一層重大なものとなっており、報恩院を付法の嫡弟が代々相承することは、報恩院流の正統性を守る上で不可欠な要素であった。覚雅の処分もまたこうした状況を受け、自身の血縁に基づいた処分を意図するものでありながらも、それ以上に報恩院流の維持・興隆を優先するものになったと考えられるだろう。そして覚雅が報恩院流の維持・興隆に努めたことは、付法の嫡弟に憲淳を選んだことから窺える。近衛良教息である憲淳は、幼少期に戯れて後宇多院の手に食い付いたことがあり、後年、院と師資関係を結ぶ縁となったと伝えられている。<sup>94</sup>覚雅はこうした後宇多院との縁を期待して、憲淳を一期の院主として迎えたと推察されるのである。後宇多院の庇護を得るということは、院家への援助の獲得に留まらず、報恩院流自体の興隆も意味していたと捉えられる。そこで覚雅は憲淳を付法の嫡弟に選んで報恩院の一層の発展を目指し、その一期後に静運へと継承させる道筋を付けたのではないだろうか。なお大江氏間での相承に努めた覚雅自身の事例を踏まえるに、憲淳と同族であることが、静運を憲淳の後継者と定めた要因のひとつであろうことは想像に難くない。

以上みてきたごとく覚雅の処分は、各院家や所領、所職を基に、世俗権力との繋がり強化を目指すものであったといえ、殊に蓮藏院を通じての大江氏との関係に重きを置いていた。だがそれ以上に優先されたのは、報恩院の相承による、報恩院流の存続と興隆であった。そのため、報恩院・蓮藏院双方がいずれ運雅に譲与されるよう意図する譲与を行う一方で、報恩院の相承には、憲淳一期後の相承者と定めた静運にも「師資付法之儀」があることを条件とした。この条件は、換言すれば覚雅が

定めた次期相続人の静運であっても、「師資付法之儀」がなければ報恩院を継ぐことができず、その場合は覚雅が意図した運雅への譲与も叶わないことを意味していた。その虞がありながらも、付法の嫡弟への譲与を堅持する姿勢からは、覚雅が処分に際して最も重視した点が、法流の拠点としての報恩院の相承であったことが窺えるであろう。

実際、憲淳は処分にあたって静運が「未入壇」の上、「所労又万死一生」であることを理由に永仁五年（一二九七）二月七日、報恩院を隆勝に譲与しており、静運は同年五月七日に寂す。また、運雅に關しても他門の親玄の門下へ移ったことを根拠として、憲淳は運雅への蓮藏院の譲与を取り消している。<sup>97</sup>これらによって覚雅の描いた、運雅に院家を継承させて大江氏との繋がりを保つとの計画は破綻したわけだが、それと同時に、報恩院は付法の嫡弟に継承させ、蓮藏院も相続人が他門に移った場合は譲与しないとの指針が示されたことになり、血縁よりも法流内の結び付きを優先するという、その後も続く相承にあたっての大原則が決定付けられることになったのである。

#### おわりに

本稿では鎌倉時代における報恩院の成立と発展、そして相続の様相を軸に、醍醐寺内の院家の役割を追及した。報恩院は当初極楽坊という「私建立道場」であり、憲淳によって報恩院という院家に発展する。院家は住僧と「院家」（院地・坊舎）、「坊領」（院家領）、「法流」から構成され、法流の象徴である聖教を保有し、継承する院家は法流の維持、相承のための基盤となった。また、賢海と三宝院門徒、定済と実深の相論などを経て院家と法流との結び付きが強まった結果、院家の相承は師資間のみ

の問題ではなく、各法流の盛衰に直結するものとなる。  
そうした状況を受け、報恩院流の拠点となった報恩院では、院家と法

流とを併せて相承するために、相続人は付法の嫡弟であることが必須条件となった。さらにこうした法流の師資相伝を通じて、法流の拠点としての報恩院の位置付けが確固たるものとなり、院家と法流との関係は一層強まっていった。一方で同じく院家であっても、有力な法流の拠点となっていない院家では、必ずしも付法の嫡弟への譲与がなされたわけではなかった。例えば報恩院院主が所有した蓮藏院においては、大江氏との繋がりに基づく経済的役割が重視された。このことから、院家の中には法流との結び付き以上に、財産としての側面を強めていくものも存在したといえるだろう。すなわち法流の拠点となる院家ではその役割がより強調されていき、それ以外の院家においては財産としての役割、換言すれば院家の経済的側面を顕著に示すものが現れたといえ、寺内での法流の対立が激しさを増す中で、各院家の役割が明確なものとなっていった。

さらに覚雅の処分を詳細に追うことで、血縁を重視した相続よりも法流の存続が優先されたことが明らかとなった。覚雅は報恩院と蓮藏院を異なる弟子に譲与することで、後に大江氏一族の運雅が双方を相承することを意図したが、それでもなお、法流の拠点である報恩院の相承を最重要視していた。これは血縁に由来する相続よりも、法流に基づく相続が優先されることを示した事例として注目すべきであろう。

こうして法流に重きを置いた報恩院流は、憲淳のときに伏見天皇によって三宝院流の嫡流と認められ、徳治三年（一一三〇）<sup>98</sup>には後宇多院から「三宝院正流」の「法流之付属」を求められるに至る。しかしその後宇多院が契機となり報恩院流は分裂し、それに伴って法流の正統をめぐる対立が生じることになる。両者の対立は、大覚寺統と持明院統、朝廷と鎌倉幕府の対立という政治的背景が絡み、複雑な様相を呈していく。そこで憲淳の付法の嫡弟の隆勝は、関東護持僧として勤仕したほか、鎌倉犬懸坊とその坊領を拝領する<sup>99</sup>など、北条得宗家との結び付きを強めて

いく。加えて九条家の御祈願所である勝俱胝院を管領下に置き、世俗権力との繋がりをますます強固なものとしていくことになる。

つまり報恩院流が三宝院流の嫡流と認められた後もなお、報恩院及び報恩院流そのものの相承をめぐる対立が生じ、その対策として報恩院以外の院家を利用しながら、報恩院と法流の正統性の維持と継承を図っていくことになる。したがって憲淳以降の院主の下でも、報恩院と、蓮藏院をはじめとするその他の院家とはそれぞれ異なる役割を有し、互いに影響を及ぼしあいながら、報恩院流の存続を最大の目的として相承されていったと考えられるのである。

本稿で扱ったのは報恩院の事例であるが、醍醐寺には三宝院や理性院、金剛王院など、報恩院と同様、主たる法流の拠点となる院家が複数存在していた。それらの院家の相承がいかになされていたか、それらの院主が他に所有する院房においては、法流の拠点たる院家とは異なる相承が行われていたのかなどを検証し、報恩院と比較することによって、醍醐寺における院家の在り方や法流の捉えられ方が一層鮮明なものとなることが期待される。また、南北朝の動乱を受けて、院家及び法流の相承に対する世俗権力からの安堵の必要性が高まっていく中、分裂した報恩院流がいかなる相承を行ったのかを詳らかにすることで、室町時代の三宝院満濟のごとく、突出した権力を有する座主が現れた背景を明らかにし得るものと考ええる。このように考察すべき課題は残されているが、ここでは今後の課題として提示するに留めたい。

〔註〕

(1) なお三で述べるように、三宝院院主と醍醐寺座主が完全に一致し、寺内で突出した地位を築くのは満濟以後のことである(藤井雅子「南北朝期における三宝院門跡の確立」(同『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版、

二〇〇八年、初出は二〇〇二年)、大田壮一郎「室町殿の宗教構想と武家祈禱」(同『室町幕府の政治と宗教』塙書房、二〇一四年)等。

(2) 伊藤清郎「中世の醍醐寺」(同『中世日本の国家と寺社』高志書院、二〇〇〇年)等。

(3) 三宝院流・理性院流・金剛王院流は小野六流に含まれ、無量寿院流・地藏院流・報恩院流は三宝院流から分派したものである。

(4) 土谷忠「中世初頭の醍醐寺と座主職」(同『中世寺院の社会と芸能』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は一九八八年)、林文子「報物集」にみる報恩院意深―鎌倉中期における醍醐寺の一断面―(稲垣栄三編『醍醐寺の密教と社会』山喜房佛書林、一九九一年)、藤井雅子「三宝院・三宝院流と醍醐寺座主」(同『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版、二〇〇八年)、西田友広「醍醐寺座主定済と悪党」(鎌倉遺文研究三三、二〇一三年)等。

(5) 『大日本古文书 醍醐寺文书』二、三〇六号(以下『醍』②三〇六のよりに略記)。

(6) 『国史大辞典』「院家」項。

(7) 水村眞「院家」と「法流」―おもに醍醐寺報恩院を通して―(『醍醐寺の密教と社会』(註4所掲))。

(8) 『日本国語大辞典』「法流」項。

(9) 水村眞「院家」と「法流」(註7所掲)、二五〇頁。

(10) 醍醐寺文化財研究所編『醍醐寺新要録』上・下、宝蔵館、一九九一年(以下『新要録』と略記)、巻第一「開山篇」、巻第一〇「三宝院篇」等。

(11) 『新要録』巻第一「延命院篇」。

(12) 『醍』①二二三。

(13) 『新要録』巻第一二「報恩院篇」。

(14) 『醍』②三七二。

(15) 水村眞「院家」と「法流」(註7所掲)。

(16) 『醍』①二〇八一、②三四一一五。なお両者は同内容の案文である。

(17) 『醍』①二〇八一、②三四一一六。両者もまた同内容の案文である。

(18) 『醍』②三〇六一。

(19) 『醍』①二〇八一、②三四一一五。

- (20) 『醍』②三〇六一。
- (21) 『新要録』卷第二「報恩院篇」。
- (22) 『三宝院流嫡々相承次第』(『大日本史料』第五編之六、寛喜三年九月一九日二条)。
- (23) 『醍』①二〇八一、②三四一一六。
- (24) 『鎌倉遺文』四二二五号(以下「鎌」四二二五のように略記)。
- (25) 『弘鑊口説』(『統群書類従』二七上)。
- (26) 『醍醐報恩院血脈』(『統群書類従』二八下、以下「血脈」と略記)、『新要録』卷第一四「座主次第篇」、『新訂増補 国史大系 尊卑分脈』(以下「尊卑分脈」と略記)二、『醍』②三二〇。
- (27) 『弘鑊口説』(註25所掲)。
- (28) 『新要録』卷第一四「座主次第篇」、『醍醐寺座主讓補次第』(『統群書類従』四下、以下「讓補次第」と略記)。
- (29) 『新要録』卷第一四「座主相論篇」。
- (30) 『新要録』卷第一四「座主次第篇」、『鎌』四三三三。
- (31) 『新要録』卷第一四「座主次第篇」、『諸門跡伝』(『大日本史料』第五編之一〇、嘉禎二年五月二六日条)。
- (32) 『醍』⑥一二三五。またこの時期の憲深の具体的な動向については、林子「報物集」にみる報恩院憲深(註4所掲)で詳細に論じられている。
- (33) 『醍』②四三〇—四。ここでいう「院家三宝物」の「三宝」が、笠松宏至氏が指摘した「仏・法・僧」を示すか否かは、今後の検討課題とした(笠松宏至「仏物・僧物・人物」(同「法と言葉の中世史」平凡社、一九九三年、初出は一九八〇年)。
- (34) 『新要録』卷第二「報恩院篇」。なお憲深は阿闍梨を得る以前から、極楽坊を安養院、報恩院と号しており、私房から院家への発展を希求していたことが窺える(『醍』①二二三、②三〇九)。
- (35) 築島裕翻字「醍醐寺藏本 伝法灌頂師資相承血脈 一卷」(『醍醐寺文化財研究所 研究紀要』一、一九七八年、以下「伝法灌頂師資相承血脈」と略記)。これによると、付法弟子として五六人の名前がみられる。
- (36) 『醍』②三二二—一。
- (37) 『醍』②三〇六一。
- (38) 『醍』⑧一七八四。
- (39) 『醍』①一七七一。
- (40) 永村眞「院家」と「法流」(註7所掲)。
- (41) 『血脈』、『新要録』卷第一四「座主次第篇」。
- (42) 『血脈』、『新要録』卷第一二「報恩院篇」。
- (43) 『醍』⑩一三〇三。
- (44) 『新要録』卷第一四「座主次第篇」、『醍』④八七〇、⑩一三〇一—一〇等。
- (45) 『醍』②三二三。
- (46) 『醍』②三二五。
- (47) 『醍』②三三二・三三三・三三六—三三八。
- (48) 永村眞「院家」と「法流」(註7所掲)。
- (49) 『弘鑊口説』(註25所掲)。
- (50) なお三宝院流には道教に始まる地藏院流も存在しており、報恩院流や三宝院御流とともに、広義では三宝院流に属するものの、互いに成賢からの嫡流を主張して競い合う関係となっていた。この地藏院流も含めた三宝院流内部での対立に関しては、藤井雅子「三宝院・三宝院流と醍醐寺座主」、西田友広「醍醐寺座主定済と悪党」(いずれも註4所掲)等で詳しく論じられている。
- (51) 『醍醐寺新要録』卷第一四「座主次第篇」。
- (52) 土谷恵「房政所と寺家政所——十二世紀前半の醍醐寺と東大寺——」(『座主房の組織と運営——中世前期の醍醐寺三宝院——』(『中世寺院の社会と芸能』(註4所掲)、初出は一九八八年、一九九一年)。
- (53) 『醍醐寺新要録』卷第一四「座主次第篇」。
- (54) 土谷恵「座主房の組織と運営」(註52所掲)。
- (55) 『鎌』四五七七。
- (56) 『鎌』四九八七。
- (57) 土谷恵「座主房の組織と運営」(註52所掲)。道教は親快に三宝院を譲与した二日後に、同じく親快に付法状(『鎌』四九八九)を渡し、三宝院流を継承させている。この道教の譲与は、三宝院流の付法の嫡弟が三宝

院を相承すべきことを示そうとしたものと捉えられるであろう。

(58) 『伝法灌頂師資相承血脉』、『新要録』巻第一四「座主次第篇」。

(59) 土谷恵「座主房の組織と運営」(註52所掲)。

(60) 藤井雅子氏は門流と座主それぞれの相承から、三宝院門跡による醍醐寺支配の画期は南北朝時代にあるとし(同「南北朝期における三宝院門跡の確立」(註1所掲)、また大田壮一郎氏は、三宝院台頭の契機を観応の擾乱と賢後の寺内支配に求めている(同「室町殿の宗教構想と武家祈禱」(註1所掲))。

(61) 『醍』⑪三三九五、『血脉』。

(62) 『血脉』、『醍』②三二二一三。

(63) 『醍』②三〇六一三。

(64) 『醍』②四三〇一四。

(65) 『醍』②四三〇一四。

(66) 憲淳一期後の静運への譲与には、報恩院の安定した相承に加えて他の院家との関係が大きく影響したと考えられるが、その点については次章で扱う。

(67) 『醍』⑥一二三三五。

(68) 伊藤清郎「中世の醍醐寺」(註2所掲)。

(69) 『醍』①二三三七、②三七〇・四四三、④六四六等。

(70) 『大日本古文书 大徳寺文书』一、三四六・三四七号(以下、『徳』①三四六・三四七のように略記)。

(71) 『尊卑分脈』一、『醍』②三二二一、『徳』①三四六、②七二〇。

(72) 『徳』①三四六。

(73) 『徳』①三四六。ただし覚雅から静運に譲与された須恵野村が改めて経乗に譲り直された経緯に関しては、今回は詳らかにし得なかった。

(74) 『吾妻鏡』嘉禎二年二月二三日条。

(75) 関口崇史「中世寺院における所職・所領相続について―醍醐寺僧覚雅の相続問題を中心にして―」(『大正大学大学院研究論集』二二、一九九八年)。

(76) 『醍』②二九五―八。覚雅に替わり六条八幡宮別当職に就任したのは、

四代執権北条経時息の頼助である(『鶴岡八幡宮社務職次第』(『群書類従』四))。

(77) 『続伝灯広録』(小野方)下(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)によると覚雅は平氏の要請で二階堂(永福寺)の院主に就いている。

(78) 『醍』②二九五―九。

(79) 『続伝灯広録』(註77所掲)。

(80) 『尊卑分脈』四。

(81) この点については、関口崇史氏が詳しく論じている(同「中世寺院における所職・所領相続について」(註75所掲))。

(82) 『醍』②二九五―一七。【系図2】は『尊卑分脈』二・四を基に筆者作成。『尊卑分脈』において「季元」は「秀元」と記されているが、【系図2】では『醍』の記述に合わせて「季敵」と表記した。

(83) 伊藤清郎「中世の醍醐寺」(註2所掲)。

(84) 後述のように、覚雅、運雅と大江氏との密接な関係は蓮蔵院の相続でも見受けられる。

(85) 『醍』②三四五。

(86) 『醍』②三七二。

(87) 『醍』②三七二。

(88) 『伝灯広録』下(『続真言宗全書』三三三)、『尊卑分脈』一。

(89) 『醍』②三四五。

(90) なお静運の生没年等詳細は不明であるが、覚雅の正応五年の処分時の運雅の年齢は、数え年で一五歳である(『常楽記』(『群書類従』二九)、『血脉』)。

(91) 『醍』②三〇六一三。

(92) 静運から運雅への報恩院の譲与を示す矢印を破線で示したのは、その譲与を明文化する史料が管見の限り見当たらないためである。

(93) さらにいえば付法の嫡弟の憲淳ではなく、静運に蓮蔵院を譲与することを条件に、一期後の運雅への譲渡を静運に求めたのかもしれない。

(94) 『血脉類集記・野沢血脉集』(『真言宗全書』三九)、『密宗血脉鈔』下(『続真言宗全書』二五)、『伝灯広録』下(註88所掲)。なお後述のごとく、

憲淳は徳治三年（二三〇八）四月に後宇多院に伝授を行っている（『血脈』）。

(95) 『醍』②三〇六―四。

(96) 『伝法灌頂師資相承血脈』。

(97) 『醍』②三七二。静運の死去を機に、蓮蔵院の相承は法流の筆頭である憲淳と、静運二期後の相続人と定められていた運雅との間で争われることになり、それは次代にまで持ち越されていく。

(98) 『醍』①二三八・二五〇。

(99) 『醍』①二三七―六・二五六、⑧一七九二―一・二。

(100) 『醍』③五八三―一・二。

〔付記〕本稿は、JSPS科研費 15J12377による研究成果の一部である。